

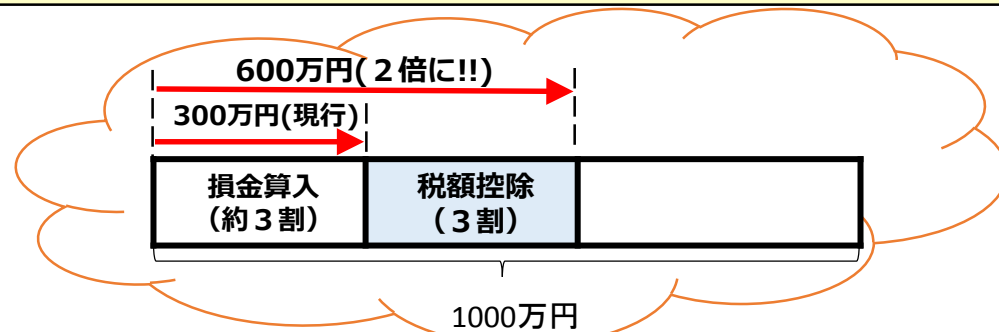
# 平成28年度税制改正について (地方創生関連)

平成27年12月18日  
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局  
内閣府地方創生推進室

# 地方創生応援税制の創設(「企業版ふるさと納税」)

## 地方創生応援税制

- 志のある企業が地方創生を応援する税制を創設  
⇒地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対し寄附をした企業に、**税額控除**の措置を新設！
- 企業が寄附しやすいように
  - ・**税負担の軽減効果を2倍に**
  - ・**寄附額の下限は10万円から**とし、少額寄附にも対応⇒企業による地方創生の応援団の輪が広がる！



<A市長の場合>

市民からの要望に応じて、雇用創出と環境保全の両面から効果的な森林保全プロジェクトをぜひ来年度から実施したいなあ・・・。  
でも、財源が厳しいなあ・・・。



そうか、この企業版ふるさと納税を使って、民間企業の寄附を募ればいいわね。  
企業にとっても、税負担の軽減効果が2倍になるし、地方創生に貢献すれば企業イメージのアップにもつながるわね！  
早速、森林や水源に関係の深い飲料メーカーや住宅メーカーにトライしてみましょ!!

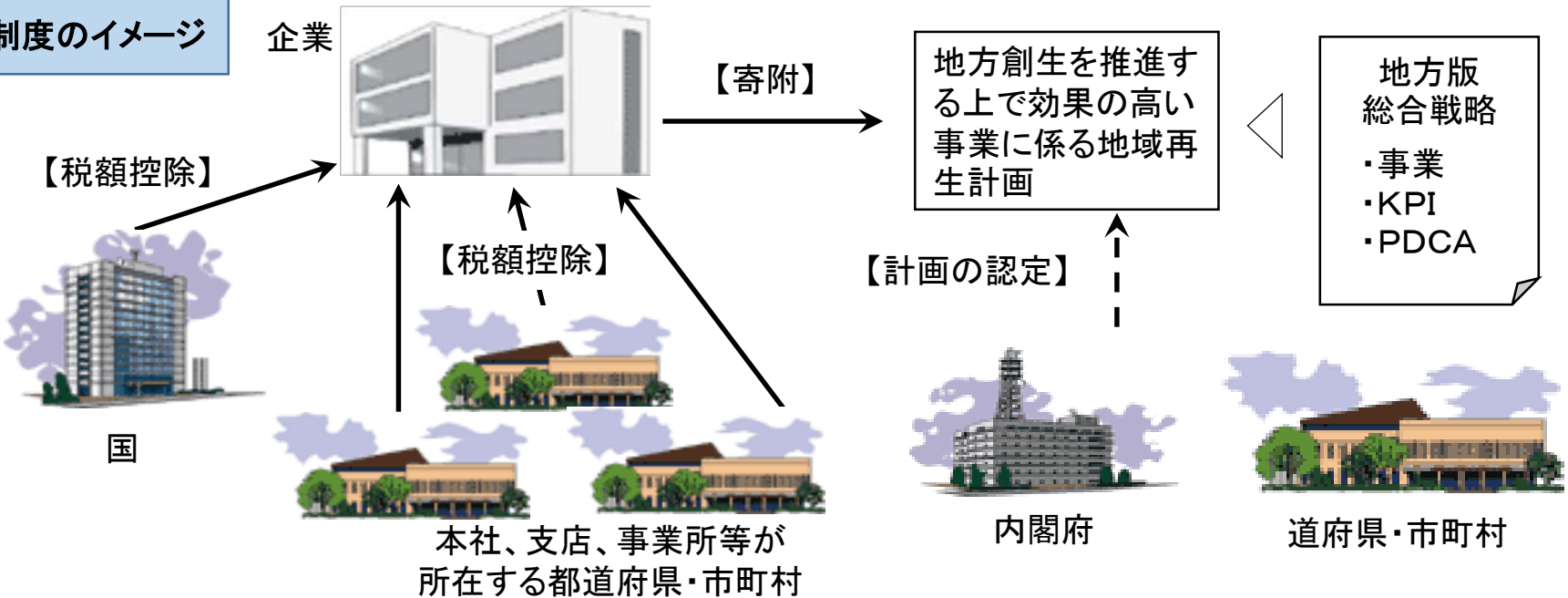
# 地方創生応援税制の創設(「企業版ふるさと納税」)

地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援する。

(効果)

- ・ 企業の創業地への貢献や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進
- ・ 地方公共団体が自らの地方創生の取組を企業にアピールすることで自治体間競争を促進
- ・ 本社機能の移転促進税制の補完

制度のイメージ



## 【制度の概要】

### 1. 対象となる地方公共団体

地方版総合戦略を策定する地方公共団体を対象とする。

ただし、次のいずれにも該当する地方公共団体は、対象団体から除外する。

- 地方交付税の不交付団体であること
- 市町村については、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている団体であること  
(→東京都、23特別区、東京圏に所在する不交付団体(18市町)が対象外となる。)

### 2. 優遇措置を受けるための手続き

- ① 1. の地方公共団体は、地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、しごと創生や結婚・出産・子育て等の観点から効果の高い地方創生事業(重要業績評価指標(KPI)の設定、PDCAの整備等)について、地域再生計画を策定し、国の認定を受ける。
- ② 認定を受けた地域再生計画に記載された地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合に、当該寄附について税の優遇措置を受けることができる。

ただし、企業が本社の立地する地方公共団体に寄附を行う場合は、優遇措置の対象から除外する。

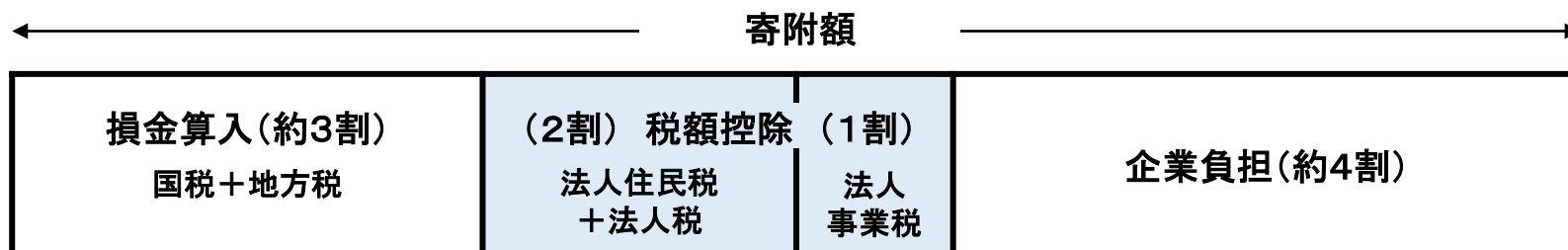
### 3. 優遇措置の内容

- 現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の措置を創設する。
- 寄附額に対する控除額の割合は、法人住民税、法人事業税、法人税の合計で寄附額の3割とする。
  - 法人住民税で寄附額の2割を控除
  - 法人住民税で2割に達しない残り分を、法人税で控除(ただし、寄附額の1割が限度)
  - 法人事業税で寄附額の1割を控除
- 納税額に対する控除額の上限は、法人住民税20%、法人事業税20%(※)、法人税5%とする。  
(※)地方法人特別税廃止後は15%
- 1企業における1事業当たりの寄附額の下限額は、10万円とする。

### 4. 寄附企業に対する地方公共団体の行為の制限

- 地方公共団体は、寄附を行う企業に対し、寄附の代償として経済的利益を与える次のような行為を行ってはならない。
  - ・寄附額の一部を補助金として供与すること
  - ・入札や許認可で便宜を図ること
  - ・有利な利率で融資すること等

### [税制措置のイメージ]



# 地方拠点強化税制の拡充

地方拠点強化税制により拡充される雇用促進税制（特則）の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられることとする。

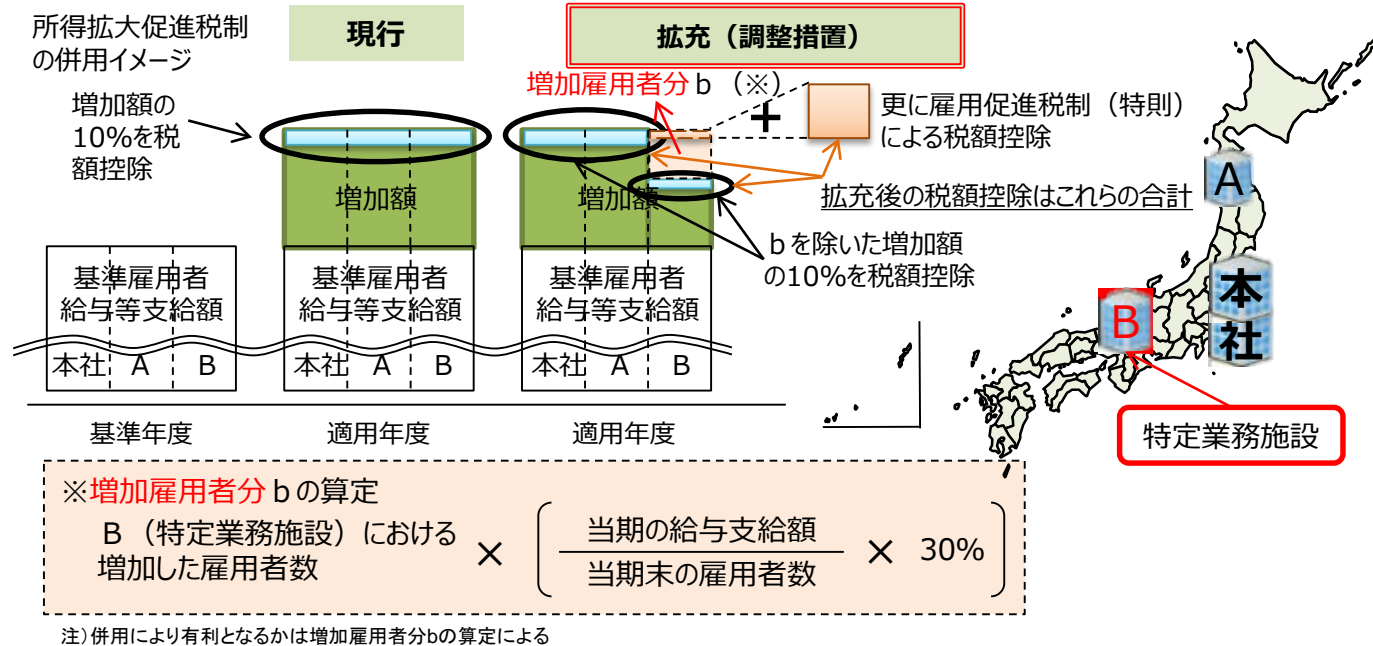
両税制それぞれにおいて適用条件を満たす場合、所得拡大促進税制の適用の基礎となる雇用者給与等支給増加額から、雇用促進税制の対象となる増加雇用者の給与額を控除することで併用が可能。

## 現行 選択適用

- 所得拡大促進税制  
法人全体の雇用者給与等支給額の増加額の10%を税額控除
- 雇用促進税制（特則）  
特定業務施設における増加雇用者数(法人全体の増加雇用者数が上限)×20万円～80万円

## 拡充 併用可 ※調整あり(右図)

所得拡大促進税制の併用イメージ



## 所得拡大促進税制

雇用者給与等支給増加額の10%を法人税額(又は所得税額)から控除(税額の10%(中小企業者等は20%)が上限)できる制度。

(主な適用要件)

- ① 雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が一定以上となっていること
- ② 雇用者給与等支給額が比較(前年度)雇用者給与等支給額以上であること
- ③ 平均給与等支給額が比較(前年度)平均給与等支給額を超えること

## 雇用促進税制(特則)

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定事業者に対し、雇用増加者数に応じて、法人税額(又は所得税額)から控除(本則等と合わせて税額の30%が上限)できる制度。

(措置内容)

- ① 1人当たり50万円を税額控除  
(法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも1人当たり20万円を税額控除)
- ② 移転型事業の認定の場合、①に加え、さらに1人当たり30万円を税額控除  
雇用維持されていれば最大3年間継続

# 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社への特例措置

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき「小さな拠点」の形成に係る事業を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、所得税の控除が受けられるようになります。(※H28年度から2年間)

## 小さな拠点の形成の取組の推進

### <取組のイメージ>

人口が減少し、生活サービスの提供等に支障が生じつつある中山間地域等の集落において、

- ① 域外からの持続的収入を確保し、**地域の雇用を創出するための事業(コミュニティビジネス)の実施**
- ② 拠点地域における**生活サービス等の提供**や周辺集落との**交通ネットワークの確保**

事業の展開により  
地域経済・雇用の拡大を目指す

## 地域住民等による株式会社の設立

### 【事業のイメージ】

#### ① コミュニティビジネス(実施が必須)



- ・地元農産品の販売
- ・農家レストランの運営
- ・地域資源を活用したツアー 等

○持続可能な地域づくりのため  
地域雇用の創出につながる事業

#### ② 生活サービス等の提供(実施は任意)

- ・日用品の販売
- ・ガソリンスタンドの運営 等

出資

### 【個人出資者】

(地域住民・地元出身者など)

地方公共団体の確認を受けた株式会社への出資について  
**出資額分(※)を総所得金額から控除することが可能**

※ 正確には出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

<本件に関する連絡先>

内閣府地方創生推進室 (問合せ担当窓口)  
TEL: 03-5510-2475